

神奈川県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県屋外広告物条例施行規則（昭和24年神奈川県規則第87号）の一部を次のように改正する。

別表第2建築物の壁面を利用するものの項に次のように加える。

壁面に投影して表示するもの	自然系許可地域及び住居系許可地域	1 表示できない。
	工業系許可地域	1 一の建築物の一の壁面についての表示面積は、20平方メートル以内又は当該壁面の面積の10分の1以内とし、表示する壁面を4面以下とすること。 2 高さは、地上10メートル以下とすること。 3 壁面からはみ出さないこと。
	沿道系許可地域及び商業系許可地域	1 一の建築物の一の壁面についての表示面積は、30平方メートル以内又は当該壁面の面積の10分の1以内とし、表示する壁面を4面以下とすること。 2 高さは、地上10メートル以下とすること。 3 壁面からはみ出さないこと。

別表第2の備考2中「及び動光」を「、動光及び電光表示装置等の映像を映し出す装置」に改める。

別表第4の1 大井町酒匂縦貫道路沿道広告景観形成地区の表建築物の壁面を利用するものの項に次のように加える。

壁面に投影して表示するもの	1 表示できない。
---------------	-----------

別表第4の1 大井町酒匂縦貫道路沿道広告景観形成地区の表の備考2中「及び動光」を「、動光及び電光表示装置等の映像を映し出す装置」に改める。

別表第4の2 大山バイパス周辺広告景観形成地区の表建築物の壁面を利用するものの項に次のように加える。

壁面に投影して表示するもの	1 表示できない。
---------------	-----------

別表第4の2 大山バイパス周辺広告景観形成地区の表の備考2中「及び動光」を「、動光及び電光表示装置等の映像を映し出す装置」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にされた申請その他の手続又は行為でこの規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、なお従前の例による。